

【第3回奈良市公民館使用料等検討委員会会議要録】

日 時 平成19年4月25日(水)13時30分開会

場 所 奈良市役所北棟3階第15会議室

出席者 検討委員会 会 長 中川幾郎(学識経験者)
副会長 鍛冶佳広(学識経験者)
委 員 大場正登(公民館運営審議会委員)
委 員 徳家 眞(社会教育委員)
委 員 橋本哲夫(公募市民)
委 員 藤井義治(社会教育委員)
委 員 宮辺鈴子(公民館運営審議会委員)
委 員 森 昭彦(公募市民)
委 員 八木正一(公民館運営審議会委員)
委 員 山中和代(社会教育委員)

事務局	生涯学習部長	神田義隆
	〃 次長	二滝久功
	生涯学習部参事	浅野恵子
	生涯学習課主幹	小泉繁男
	〃 主幹	山口仁朗
	〃 課長補佐	北沢一郎
	〃 生涯学習係長	吉村恭宣
奈良市生涯学習財団	常務理事	中西康悦
	〃 次長	天野敏博

事務局

（開会の通告。4月の機構改革、人事異動を説明し、事務局の紹介）

（生涯学習部長のあいさつ）

事務局（会長へ進行役を交替）

会長（傍聴希望を確認し、公開決定 傍聴人5人）

前回のまとめです。公民館の利用を有料化することの意義、使用料の減免措置について、この2つを議論しました。有料化の意義については、財政対策ではなく、受益者負担という仕組みをきちっとさせようという行政改革ではないだろうか、ということですね。公的施設をきちんと維持していくためには、住民自身が受益者負担にもっと責任をもっていこう、そのルールを作っていこう、ということではないだろうか、という意見が出ています。2つ目は、使用料の減免措置について、公益的な団体が利用するときの配慮が必要ではないだろうか、というご意見。原則的に全ての利用者に払ってもらおうということがよいのではないだろうか、という意見もありました。地域性・合併時の約束を考慮したローカルルールが必要なのではないかと、という意見もあります。また、減免申請の判断・基準、それと窓口での基準をどうするのか。公益というのは何なのか。不特定多数の第三者利益、というのが一般的な定義であると、議論として出ています。公民館の果たす生涯学習とは何なのか、という議論も出ました。これらをさらに深めていきたいと思えます。そのために資料を出していただいていますので、説明してください。

事務局

使用料の算出基礎を光熱水費だけで算定すると、1時間1平米で4.16円でした。その他の需用費を含めると6.209円。また施設管理費を含めると、13.641円になります。減免のルールを決めるための参考として収集した資料ですが、新しい教育基本法、国から補助を受けている社会教育団体の一覧、その他を配布しています。現在、公民館を利用している実績調査も配布しています。

会長

資料をご覧のうえ、ご意見をいただきます。

委員

私は、地域を大事にしたいという意味で、地域の団体 自治会、子ども会、老人会、婦人会、消防団、校区のPTA活動を減免対象ということでお願いしたい。

委員

私は、市と共催する場合を除き、減免しない。公益性の団体は市や国から助成を受けていますから。例えば社会福祉協議会も、民生児童委員も助成金を交付されているように聞き及んでいます。

委員

自主グループを含めて、どのグループも公益性はあるのじゃないかと。で、金額を下げても、一律に減免なしで徴収するという形のほうが公平性が高い、というふうに考えます。

委員

学びの場の公民館については、減免する団体と減免しない団体というのはどうもおかしい。一律に払うべきだと思います。ただ、低額でお願いしたいなとは思っています。

委員

個人の地域活動と違って自治会、福祉協議会等の団体は、地域の社会生活全般にわたって行政がやるべき仕事を、地域の安全なり福祉なりをやっている、と思われまので、多少の減免があってもいいんじゃないだろうか、という意見です。

委員

不特定多数が対象で非営利で、公益性のある団体が行なう事業で、原則公民館が後援するものというしかりを付けて、講演会とか研修会とかあると思いますが、地域のかたに来て下さいというものについては減免してもいいんじゃないかと。それから、地域の課題解決とか社会福祉を目的としてそれぞれの対象に向けて非営利団体が行なう事業または集会、相手は高齢者とか障害者とか青少年とか対象は違ってきますが、減免の対象にしてはどうかと思います。それから、自治会については集会所が狭くてできないというときなど減免対象にしてはどうかと思っています。

委員

公益性のある団体については減免すべきだという考え方をしています。人数が少ない場合は地域の集会所を使っているようですが、社会福祉協議会のいわゆる福祉フェスティバルだとか戦没者追悼式だとか、人権教育推進協議会の地区別研修会とか、実行委員会での文化祭とか、小学校の学習発表会、中学校の学校祭というようなものもありますが、これはホールを使います。いずれも公益性が高いので、減免をお願いしたいな、と。合併の調整の5年間、地域性というようなものも、当分の間というかお願いできたらな、と思います。

委員

公民館の目的は生涯学習であり、議論をする場合、そこに焦点を当てるべきではないかと思っています。減免措置については、他の都市も参考にして決めてもらいたい。次に、平城東公民館では、毎年、「公民館まつり」を行っており地域の参加者が1,000名に達しています。「公民館まつり」の費用については、数年前まで全額市が負担していましたが、市の財政難から現在はゼロです。それに代わって自主活動グループが講師の記念講演料などすべて負担しています。市からの補助金もない自主活動グループがこのように公民館活動を支えていることをもう少し理解していただきたい。あれやこれやと言いたいことは沢山あり

ますが、減免措置については、基本的には災害を除き全部減免なしにすべきだと思います。

委員

減免なしで低額で広く頂くというのが基本かなと思っています。減免しないといけない面もあると思いますけども、そう決定したこと、判断したことが後々行政にとって足かせになっては困るかなということで、そういう意見を言わせていただきました。

会長

論がかなり整理されてきました。自治会、社会福祉協議会、民生児童委員会、その他の地域団体、例えば消防団など、これらは減免の範疇に入れるべきでないだろうかという意見が何人かから出ています。もう一つ、合併したときの約束が残っている、という要素も考慮していただきたい、という話です。この2つが別格の議論です。ですが、原則的に減免なしにすべきでないか、というのが多数を占めています。それです、生涯学習の範疇に入るグループを減免対象にするかしないか、ということについては、これはもう議論の対象に入らないというのが今日の答えかな、と思います。つまり、範囲がものすごく広いので、生涯学習を定義に使用すると、何でも入る、ということは事実です。何でも生涯学習になる。ユネスコの定義では、個人の自己実現の趣味・教養も排除はしていませんが、個人の自己決定権の確立に向けた支援 生活自立のための応援プログラム と、集団的自己決定権の確立 その他社会参加を促進していくための支援プログラム というのが本来の趣旨です。国際成人教育大会で気になる勧告がありまして、ゆとりのある人ばかりが得をするというプログラムが展開されてしまう危険性があり、結果的には社会の差別を拡大することになりはしないかと、識者の間では憂慮されています。それらも考慮しますと、ここでいう生涯学習は議論の対象からはずして、本来の地域公共性をもっと議論したほうがいいかなと思っています。もう一ついっしょに議論していただきたいのが、使用料の算出基準。3案出していただいています。光熱水費だけの負担、これにその他の需用費を含めたもの、委託経費も含めたもの、ということで、人件費その他管理費は含みません。これを含めると膨大な金額になるので、市民世論として受け入れられないだろうと思われれます。この3つを議論していただけたらと思います。ちょっとお考えいただきたいのは、利用者側の立場ばかりでなく、最終的に子孫にまで負債を残さないよう租税負担者の立場で議論したほうがいいんじゃないかと思っています。

委員

公民館というのは、市民に対する唯一のサービス施設です。資料によると、光熱水費だけにしぼっても高いと思います。建物や人件費を含むということは、全く論外だと思います。光熱水費の一部程度というようなところに落ち着かせないと市民は納得しないと思います。

委員

その他の需用費、これはどういうものが入りますか。

事務局

消耗品費とか印刷製本費とか、光熱水費を除く需用費です。

委員

ということは、光熱水費と比べると、その他の需用費というのは必ずしも利用したから自動的に増えるという費用ではない、と。

会長

消耗品費、印刷製本費、食糧費、原材料費、医薬材料費とか。

委員

コピーの使用料は利用者が負担してますね。ここでの費用には入っていませんね。

委員

光熱水費にしても、利用がなくても、廊下とかの電気を点けないといけないので、必ずしも利用者があるから使うだけのものではない。そういう基本的なものを引いて負担いただくという考えもあるんじゃないかと思います。

委員

そこを追及すると、逆に人件費の中にも、利用者が増えるから増えるものも出てきます。細かいことを言い出すと、これはものすごく大変ですよ、変動費・固定費の分解というのは。通常、企業経営から見ても、光熱水費を変動費と見ない仕方はほとんど見たことがないですね。

会長

施設を開設しているだけでも必要な経費、というのは負担しないとけないわけで、利用した人だけが負担するわけではないです。だから、そのあたり議論をあまり精密にし出すと仕分けが実務的に無理になってくる、という気がしました。

委員

ここの部屋で 60 平米ぐらいですか。30 人が使用するとして、光熱水費の 4.16 円で計算しますと、3 時間で 750 円程度、一人当たり 25 円で使用できるのであれば、それによって苦しいとかそういうことは発生しないんじゃないか。人で勘定すると一人 25 円、さほど大きな負担にはならないんじゃないかな。払ってもいいなという金額になるのでは。建前は原則として減免なしで光熱水費でスタートすればいいんじゃないかなと思います。

会長

資料からは、利用者 100 人として、伏見なら 1,477 円、富雄南で 1,498 円、平城で 1,348 円、3 時間です。

委員

負担になって負担になってどうしようもない金額にはならないと思います。

会長

1回目の資料では、中核市のうちでも低い方。資料2番目のその他需用費を入れた金額では、中くらい。

委員

高い金額に突出しているとは思いません。ただ資料3番目の13.41円というのは、ちょっと。委託経費になりますと、その分を入れると、少し話が厄介になるかと思えます。

会長

すると、3番目はやめよう、という結論になります。1番目か2番目かについては、議論を固定する必要はないと思ひまして、中核市の平均を超えない範囲で決めるのが望ましいのではないですか。

委員

消費税の導入や5%値上げというのも大変でしたから、短期間の値上げ改定というのはできないと思いますので、先々のことも頭に入れて第1回目の設定をしないとだめだと思います。1番目を使うか、2番目を使うか、この範囲であれば応じられるなという額になると思います。

会長

実際の金額設定は教育委員会に委ねることになるわけですね。

事務局

教育委員会には決定の権限がなく、条例として制定します。

会長

では、委員会の意見として確認いただきたいのは、使用料設定にあたっては光熱水費分の負担を最低限として認める、と。これが下限です。適正水準を考慮するにあたっては、各市の平均水準を超えないこと。それで、次の議論です。減免対象団体の議論をしたいんですが、いわゆる地域団体、それらについては減免の対象に、という意見が出てました。月ヶ瀬は5年間の期間で調整しようと言ってるので、5年経たないのに地域に諮るのは難儀という話があります。これを議論しましょうか。その地域における公共性・公益的な団体においてどのようにしたらよからうか、ということを議論いただけますか。

委員

地域で公民館の運営を本当にやりますよ、というふうに申し出るところがあるのなら、地域性を考慮する価値はあるかなと思うんですが、それを完全にやるといってもそういうわけにはいかない。やはり市の条例をもとにやってる施設ですから、基本は一律と。ただし経過措置を設けるというようなやり方が本当なんじゃないかなと思います。

委員

消防団とか社会福祉協議会とか各団体がありますが、市のほうから見ると、年間の活動費が出ていますから、その分でまかなえれば、団体がその費用を出すことができるんじゃないかなと思って、減免する団体を特定しないというふうなことで意見を提出させていただきました。ほかにも、地域福祉連合会等へも活動費が出ていると思います。公民館まつりなどは自主グループが頑張ってるんですが、これを公民館の主催事業に格上げすれば無料で展開できるわけです。

会長

公民館祭りは公民館主催事業ではなかったですか。

委員

自主的に行う公民館まつりというものもあるんです。これを公民館の主催事業として格上げしてもらおうとか。どれもこれも全部有料となると、結局、弊害というか、そう思います。

会長

地域別の公民館祭りという名前で、不揃いな気がしますが、公民館の主催事業として位置づけして整理するほうがいいかなと思います、今の話を聞いてますと。

委員

先程にも述べたとおり、「公民館まつり」の費用は、市が負担していましたが、現状は全額カットされており、自主活動グループの役員会でやめようかどうしようかと議論しましたが、1000名のかたが参加されている現状からして廃止できないため、現在は自主活動グループが全額負担し継続しています。

会長

市の予算では足りないから自主グループで盛り上げているということですね。使用料の話では当然減免対象にしてもらう必要があるということですね。公民館祭りというのは経緯がいろいろあるろうと意義としては共通ですから減免にしても不思議ではないと思います。共催事業は無料にすべきだということを通見解で出しておきましょうか。

委員

主催、共催については使用料を取らないこと、それに加えて後援についてまではどうか、という辺り、議論しては。

会長

主催、共催、後援というのは各自治体によってランキングが違ってまして、奈良ではどうなってますか。

事務局

共催、これは行政と共催、共同、行政の補完といった意味合いがありまして、綿密

に行政と打ち合わせしてカチッと。後援は、市民が自主的にやる事業に市が名義後援という形でやりますので、幅広く何百件というのが現状です。

会長

共催という場合は当然行政も負担する、もしくは会場費を負担する。後援は協賛よりランクがちょっと高く、応援しますということ。協賛は、まあ、いいことですが、ということ。協賛と後援には経費は出しません。ですから使用料を払ってもらいます。

委員

公民館の判断でもって、公民館が後援というのができないかな、と。

会長

それは個別の公民館ということなので、できることか…。

事務局

後援の考え方ですが、名義だけの後援というのがすぐ頭に入りますが、公民館と共催する事業、という意味なんですね。また、公民館と役割分担で協賛というのがありますね。

会長

大学で学会をやったときに市長が出席されまして、その時ついでに後援名義いただきたいと言いましたら、後援の申請手続をして市と教育委員会の後援をいただくわけです。経費は全部こちらもちです。後援というのはそういうものです。

委員

公民館が主催、共催ということになればそれに伴う経費も館で予算化して出さないといけませんが、この場合、行事をるところが全て出して、公民館の行事にふさわしいということで後援する、ということにした場合、使用料も免除、ということはどうですか？

会長

使用料は免除になりません、後援程度でしたら。

事務局

公民館が各自で後援することはありません。

委員

今は公民館は後援はしていないのですね。

会長

教育委員会判断ということですね。そうしますと、最終的にはこの委員会での議論は両論併記にならざるをえない部分がちょっとあります。つまり公共的公益性をどの程度認めるかは、実は際限のない話になります。どの団体も公益性はあるわけですが、線引きするのは難しいようなので、原則的には両論併記にならざるをえない。ただし多数が原則減免なしということには達しているということです。一部そういう意見を

入れてほしい、という意見があった、ということです。それと月ヶ瀬のような特性があるところについては、これをどうするかということも。これについて、第2弾目の議論を。

委員

合併に際して市が約束事をしているのであればそれを書き直すというのも難しい。

委員

直接公民館の使用料について約束ごとを書いたものはないと思うんです。月ヶ瀬や都祁は、調整の5年間で努力をしないといけないという気持ちは私自身あるんですが、今のところちょっと抵抗が厳しい気がするんです。この前も言いましたが、地域性があるので、閉館時間をもう1時間ぐらい延ばしてほしい、というのが基本です。使用料を取る取らないというよりも、地域性を考えようという部分を残しておいて、という意見が多いんです。少しでも使用料を取ったら公民館に人が来ない、というのがあったりします。地域性を考慮すべき、という意見を入れておいてもらえたらなあ、という感じの話が多いです。

委員

合併特例の期間は3年残っているんですか。

委員

2年です。

会長

税は5年でしたか。料金は制約はないんですが、税と併せて5年以内に調整するというのが全国傾向ですね。

委員

月ヶ瀬は、時間的な問題は大きいと考慮してあげないといけないと思いますね。

会長

対象施設は何館ありましたか、月ヶ瀬は。

委員

月ヶ瀬、1つ。都祁も1つ。以前は文化センターという名前で使っていて、それが公民館という名前に変更になりました。あと、東部地域であれば、田原、柳生ですか。

会長

使用料を取るということ自体は全体で合意できたと思うんですが、この除外規定をどう考慮するかということですね。地域特性を考慮、公共的団体を考慮、という意見です。次回もう少し丁寧に議論しましょうか。使用料の水準については、先ほどの結論で、最低でも光熱水費は取るべきだ、これをスタートにして上限は中核市の平均レベルまでを考慮して設定してください、と。では、次回また議論しましょう。次は、公民館の運営ですが、使用手続はどうなっていますか。

事務局

利用の2週間前に公民館へ申請書を直接持参します。ファックスやインターネット申込はありません。団体使用ということで原則10名以上としていますが、近畿圏で調べると、5名以上など、変わってきていたり、2週間では短かすぎる、せめて1か月前という要望もありますので、利用者の利便性を図る意味で検討いただければと思っています。使用料の徴収方法では、申込時に徴収という市町村もありますが、台風等の天変で利用できなかった場合どう還付するかという問題があります。そこで、払うのは利用の日、という案もありますが、払っていなければキャンセルしやすい、ドタキャンが、という問題があるんですが、市によっては、2回そういうことをされたらその団体はしばらく借りられないとか、ペナルティを課すところもあります。この辺も含めてご意見を求めたいと思います。

会長

予約期間が長ければ利便性は高いですが、早く部屋が埋まると、2週間後に使いたいと思っている場合はもう使えない、となりますし、一長一短ですね。登録グループとかに何か優先条件はありますか。

事務局

定期的に利用するというかたには事前登録をお願いしています。これは、宗教・政治・営利的活動が禁止ですので、その確認の意味です。登録したから優先、という、特典を与える形にはなっていません。

会長

定例の日時で使用していく場合、年間通して部屋を押さえられるのではなく2週間前になる、いくつかの団体の日時が重なれば抽選になる、ということで、利用者側の意見としてはいかがでしょう。

委員

外部の人を呼んで後援会とかやる場合、来てもらうお客さんにも日程がありまして、直前に会館を申し込もうとすると、全部先に押さえられている。特別な処置で1か月前に予約ができる、特例を設ける、という必要があるかなと思います。

委員

利用者の出欠をとる場合、2週間前の申込ではぎりぎりです。1か月前だったらいいかなと思います。

委員

事前申込制度というのはないんでしょうか。

事務局

大型館については期日前申請というのを設けていまして、予約していただいています。大型館というのは、生涯学習センター、中部公民館、西部公民館の3館で、生

涯学習に合うものでしたら、許可しています。

会長

1か月前にすると何か不都合が生じますか。

事務局

2週間前が1か月前になっても大して支障はありません。

委員

期日前申請は大型イベント限定ということですが、それ以外に、一般のかたに来てもらう場合で、2週間前ではチラシを配っても2、3日前にしか届かないことになります。公民館の判断で弾力的に運用していただいたほうが使うほうとしてはよくなると思います。

会長

原則的に確認できたのは、2週間前を少なくとも1か月前には拡大できるということで、改善をお願いします。大型事業とか一般公開事業については、文化ホール等の事例にかんがみて、事業の性格に応じて、1年前、半年前、3か月前という取扱に道を開いてくださるよう検討をお願いします。そのほか、使用手続に関してご意見ございますか。

委員

社交ダンスとかで床を傷つける、あるいは楽器使用で大きな音がでるといったことで使用を認めないというのはありますか。

事務局

あります。

委員

公民館条例の規則を見ると、けっこう細かく決まっているけれど、今の運用とずれているところもあると思います。

委員

社交ダンスは、靴を履かないで自由レッスンとかは認められているようです。

会長

そのあたり、規則的なところを再点検して、全体調整して頂くようお願いします。次に、徴収方法はいかがでしょうか。

委員

いちばん簡素なのは、申込時点で使用料を払っていれば、問題ないわけですね。利用の予約はできるけれど、使用料支払いは利用の都度窓口とする、そういうことになりますか。

委員

公民館の職員は、数年前は4名いた館が3名になり、この4月より3名から2名に減員

されている。職員は大変だと思います。

委員

領収書を切るだけならそんなに大きな時間はかからないので、混乱しないのじゃないかな。

会長

使用許可証を出すときに領収書を出せば済む話なので、行政側の手間はさほど増えないと思うわけです。むしろ、市民の側が、その都度払わなければいけないのか、銀行振込みを使えないのか、そういうことのほうが議論したほうがいいのでは。現金管理の問題、出ますね。電話申込、ネット申込、認めるのか。大阪府のようなキャプテンシステム、今すぐには奈良では無理でしょう。申込に行くときに払うルールにしておけばいいのではないのでしょうか。

委員

エントリーしていても使用料を払っていないとキャンセルする人が多い。それを予防するために、申込の段階で支払ってもらう。

委員

キャンセルする場合も一応使用料をいただくわけですね。キャンセルの手続のときに返せばいい。

事務局

台風、交通手段等、本人の事情によらない仕方のないものについては還付。ただ、公民館にはテニスコートが4か所あります。雨が降って使えなかった場合どうするか、また今後の問題だと考えております。

委員

鴻ノ池の競技場なんかの場合は、かなり大きな大会の場合は、予備日をもう一つエントリーして両方を払います。雨が降れば一つは返しますが、本番でお天気になれば予備日で払ったほうは返金されません。そういう考え方からすれば、キャンセルした場合でもお金はもらっておく、というふうにしておくべきでしょうね。

会長

天候は外的条件ですから返金が望ましい。本人の責めによらない事故で中止せざるをえない場合は、キャンセルで返金可能と思いますが、自分の都合でキャンセルの場合は、返金不要でしょう。ただ、スポーツ施設に関しては、天候によって中止する場合は返すべきでは、という意見も出ました。使用料の徴収基準を作るときに、原則を整理してください。徴収方法は、奈良市はIT化は進んでいないので、アナログの方法で。

委員

2か月前が妥当な申込の期日かなと考えています。効率からいえば、1か月前ぐら

いは受け付けてもいいような気がします。使用料の手続は簡素なほうがいいですが、トラブルが発生しないように気をつけないといけないなと感じました。

会長

公益性が高いかどうかという議論は次回に持ち越しますが、先に議論いただきたいのは、前回に、不特定多数の第三者利益というのは一番古い定義ですが、もう一つは、活動内容が公開され、市民全体の共有財産になっていること、共同利用ですね、これが当然の原則だと思っていますので、責任の所在ははっきりすること、経理の明細も出せること、活動内容も報告できること、つまり、公益的支援を受ける限りは報告の義務がある、市民に対して。報告会をするぐらいの責任があるんじゃないかと思っています。単に、書類を公開するから見てください、ではだめです。皆のため頑張ってる、ではだめで、情報を共有してください、というところまで責任があると思います。そこまで団体をお願いすることについても議論していただきたい。公益性ということに関して、今までの時代とは違って、回りから認められているからいいという従来型の議論をやめて、改めて奈良市の公益のルールを作りたい、ぐらいのきっちりした議論をしたいと思います。なぜこういうことを申し上げたかということ、私がかかわっている市民公益団体活動、補助金制度があって全部公開で審査会にかけてプレゼンテーションしてもらいます。それから、終わってからの報告会もします。それを果たさなければ、資格剥奪です。それぐらい、市民に向かっての説明責任を意識するみたいになっていますので、それを奈良の市民的ルールにしていけたら、というところまで突っ込んで議論していただけたらよい議論になるんじゃないかなと思いました。必ずしもそのとおりというわけじゃないですが、私個人のスタンダードではそれぐらいの要求です。ですので、公的補助金をもらった限り、どんな団体でも、経理内容も明細出します、決算書も出します、予算書も出します、事業報告もします、それが本来でしょう、と。ですので、使用料の減免でも同じぐらいのことだと思います、金額の大小にかかわらず。真摯な議論を交わして、やはりこの団体は支援すべきじゃないのかな、と結論が出るならそれはそれでよいと思いますし、そういうふうな議論で団体のイメージも或る程度かっちりすると思います。今日の議論は終わりましたので、今後のスケジュールについてお知らせください。

事務局

(日程を説明)

会長

(閉会を告げる)